



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *9 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 1
- *10 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 1
- *11 高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 2

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月7日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ <u>法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</u> ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略	(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ <u>法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</u> ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第10号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月7日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略</p>	<p>(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第11号

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月7日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ウ 略 (4)・(5) 略</p>	<p>(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ウ 略 (4)・(5) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。